

オルタナティブ・ジャスティス ——法と社会の新たなパラダイム

文・写真
石田慎一郎

共同研究【若手】 ● アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が旧来の多元的法体制に与える影響についての共同研究 (2008-2010)

オルタナティブ・ジャスティス研究は何をめざすのか

裁判とは異なる様々な紛争処理アプローチ——本研究ではそれらを〈オルタナティブ・ジャスティス〉と総称する——を制度面で拡充しようとする新しい試みが、こんにち世界各地に広がりつつある。たとえば、アメリカ合衆国におけるさまざまなコミュニティ・ジャスティスの試み、日本国内でも制度利用が拡大しつつあるADR（裁判外紛争解決手続）による紛争処理のさまざまな試み、対話による犯罪解決アプローチとしての修復的司法、さらにはアフリカ諸国、中南米諸国等で過去の政治犯罪や集団暴力の真相究明と被害者・加害者和解の実現を目的として設立される真実委員会など、これらにオルタナティブ・ジャスティスの世界的拡大のさまざまな具体例を認めることができる。

これら多様なアプローチをオルタナティブ・ジャスティスと総称し、同時に研究対象にすえる本研究は、次の二つの法人類学的問題関心に由来する。第一は多元的法体制研究における問題関心である。裁判外の多様な紛争処理が従来から運用されてきた地域にとって、またそれらについての事例研究を積み重ねてきた法人類学にとって、いま注目される〈オルタナティブ〉のどこがどう新しいのかは一見すると不可解である。けれども、これまで周辺化されてきた紛争処理のさまざまなオルタナティブの積極的意義と役割が新たに「公認」されるようになった——その一方でひきつづき否認されつづけるオルタナティブも多数ある——ことで、西洋近代法・公式法・国家法制度を頂点とする旧来

の多元的法体制の制度構造全体に、これまでにない変化を引き起こす可能性がある（本研究プロジェクトの研究課題名はその点を意図している）。旧来の多元的法体制はしばしば植民地主義に由来するという点からすれば、オルタナティブ・ジャスティスをめぐる現代的動向には、近代法の支配的構造に再編を迫る、いわばポストコロニアル状況が現れているといってもよい。

第二は、オルタナティブ・ジャスティス研究は、テクニカルなジャスティス（司法）に関する実務的関心や制度論につけるものではなく、実現されるべき社会秩序（オルタナティブな社会）を構想する広義のジャスティス（正義）をめぐる思想としての広がりをもつという点である。そこで、本研究では、司法制度の動向を追いかけることじたいを研究目的とするのではなく、新しい制度を構想したり導入したりすることで〈我々〉がどのような社会を実現していこうとしているのかを考えてみたい。つまり、個別制度についての実証研究を、究極的には諸制度の集合体としての社会全体の様態についての総合社会科学のなかで展開したいという意図がある。このようなホリスティックな視点による、未来志向の〈社会〉学は、狭義の法研究をこえる問題関心であり、本研究プロジェクトでは、国内外の大学に所属する人類学と法学の研究者、民間企業勤務の研究者、弁護士など多彩なメンバーを招いて研究会を重ねてきた。

紛争をどのように概念化するか

オルタナティブ・ジャスティスという概念の妥当性をめぐって、これまで賛否両論がよせられた。「否」については、たとえばいわゆるADRと修復的司法とではそれぞれが扱う事案の性質が異なるので、ひとまとめにしてしまうのは妥当ではないという意見がある。たしかに、前者は民事紛争を、後者は犯罪・刑事事件を対象とするアプローチであり、そのような民事と刑事の〈境界〉を度外視したオルタナティブ・ジャスティスの概念化は、それぞれの概念のコンテキストを無視した、乱暴な着想だといわれるかもしれない。だが、裁判外紛争解決にせよ修復的司法にせよ、それじたいがきわめて多様なアプローチをひとくくりにした概念であり、オルタナティブ・ジャスティス概念だけが批判されるのはおかしい。一般概念としてのオルタナティブ・ジャスティスは本来的に操作的概念であり（とくに〈オルタナティブ〉はつねに状況的に定位される）、それぞれ個々の具体的コンテキストに立ちかえる過程で、先へのべたような意味で、批判精神に満ちた新しい思考を触発する役割をはたすことができればよい。



性犯罪に対する草の根の制裁。未熟なバナナを背負わされた恥ずかしい姿で晒し者にされている容疑者（ケニア中央高地ニャンベネ地方の農村）。

領域横断的なオルタナティブ・ジャスティス概念を仮定するには、次のような意味で積極的理由もある。コミュニティ・ジャスティス、ADR、修復的司法、真実委員会については、それぞれに研究の蓄積があるが、これら多様なオルタナティブ・アプローチを横断的・総合的に討議する試みはなかった。横断的・総合的な検討がなされなかったのはなぜか。それは、たとえば民事司法の対象が「対争のうち言語上のもの」ないしは「具体的な対争を意図的に加工・変形して得られる、抽象的な対争形態の一つである」争論 (dispute) に向かい、対争 (contention) や混争 (disturbance) を含めた包括概念としての紛争=コンフリクトを対象にしてこなかったことによるのかもしれない(千葉正士『法と紛争』三省堂、1980年)。もっとも最近では、民事と刑事の境界をこえて民事司法におけるADRと刑事司法における修復的司法の間の思想上あるいは理論・方法論上の共通項を検討する論考、ADRの思想的・歴史的背景における刑事司法との接点に言及する論考、さらには、真実委員会における修復的司法アプローチの適用可能性を検討する論考も現れてきている。こうした現状をふまえ、本研究プロジェクトは、紛争が本来有する多元性を重視しつつ討議の場を共有するために、オルタナティブ・ジャスティス研究に着手したのである。

共同研究の現況と今後

本プロジェクトによる研究会での発表題目とそれぞれの位置づけは次のとおりである。

(1) オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向を総論的に論じたもの：「趣旨説明」(石田慎一郎)、「司法政策と社会調査：ADR運動の歴史的展開をめぐる」(久保秀雄)、「現代法における多元的法体制(論)の意義と安田理論の所在：『オルタナティブ・ジャスティス』の理論と実践の構想に向けた緒言」(藺巳晴)。

(2) オルタナティブ・ジャスティスの具体例に注目したもの：「ケニア中央高地ニャンベネ地方における義兄弟の役割」(石田慎一郎)、「中国における刑事和解と法文化」(河村有教)、「**「真実」の行方：南アフリカの真実和解委員会とその後**」(海野のみ)、「政治犯罪に修復的司法は可能か：南アフリカの教訓」(ステファン・パーメンティア)、「オルタナティブ・ジャスティスの空間：裁判外紛争処理における研究機関の役割」(「裁判外紛争処理における法の正義のゆくえ：バ



オルタナティブ・ピースの活動に取り組むケニアの民間組織AFRIPAD (African Initiative for Alternative Peace and Development) が運営し、メノナイト中央委員会が支援するアギクユ平和博物館(ケニア、ニェリ町)。



AFRIPADの活動を紹介するアギクユ平和博物館内の展示写真。この式典には、植民地時代末期に発生した虐殺事件の被害者と加害者が集会し、癒しと和解を祈念した。

イオ特許紛争に見られる裁判外紛争処理の問題点」(山田亨)。

(3) オルタナティブな〈法〉の実践に注目したもの：「日本における紛争解決の分析と展望：日本型ADRと調停手続における弁護士の役割」(荒井里佳)、「環境正義のための法メカニズムと知的財産権」(クラウド・イトウアルテ・リマ)、「インドネシアの司法改革における法とそのオルタナティブ：ADR論の展開とアダットの位置」(高野さやか)、「労災紛争からみた現代中国の紛争処理と法：1990年代に宝安・龍崗両地でおきた事例を中心に」(朴艶紅)、「ユダヤ教超正統派神学生の麻薬所持裁判をめぐる一考察」(赤尾光春)。

(4) オルタナティブな社会への展望を論じたもの：「思想としてのオルタナティブ・ジャスティス：メノナイトとアフリカ」(石田慎一郎)、「ローカルな社会契約の創出：コミュニティ・ジャスティスへの挑戦」(久

保秀雄)、「パプアニューギニアにおけるオルタナティブ・ジャスティスの模索：ブーゲンビル紛争後の修復のプロセスを事例に」(馬場淳)、「義」のない風景：ベトナムの和解組を支える関係志向イデオロギーの解体にむけて」(加藤敦典)。

これらの成果は、和文と英文の論文集としてとりまとめる予定である。また、関連する研究成果の一部は、すでに『コンフリクトの人文科学』(大阪大学出版会)の1号、2号に所収されている。とくに2号掲載の特集「移行期社会におけるオルタナティブ・ジャスティス」は、さまざまなオルタナティブ・ジャスティスの試みのうち、とくに真実委員会について集中的に議論した国際ワークショップ(大阪大学グローバルCOEプログラムによる研究プロジェクト「オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に関する共同研究」主催、本研究プロジェクトが共催参加)の成果なので、あわせて参照いただきたい。また、関連する国内学会での分科会、ミニシンポジウムとしても研究成果の一部をに公開しており、また今後国際学会でも発表する予定である(日本法社会学会、2010年5月；日本文化人類学会、2010年6月；国際犯罪学会、2011年予定；国際法と社会学会、2012年予定)。

いしだ しんいちろう

首都大学東京 人文・社会系准教授。専門は社会人類学。とくに東アフリカとメラネシアにおける法人類学研究。著書に、『アフリカの人間開発：実践と文化人類学』(共編著 明石書店 2008年)、『グローバル世界の法文化：法学・人類学のアプローチ』(共編著 福村出版 2009年)、『近代法とその限界』(共著 御茶の水書房 2010年)など。